ホ・ヘ　（略）

二　（略）

3・4　（略）

5　賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイ又はロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

イ　前号ハの措置を講じ、かつ、生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき、次の⑴又は⑵に掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

⑴　一人以上六人未満　対象者一人につき二万一千円（中小企業事業主にあつては、三万二千円）

（削る）

⑵　六人以上　対象者一人につき一万九千円（中小企業事業主にあつては、二万八千五百円）

ロ　前号ハの措置を講じ、かつ、生産性要件に該当する事業主　一の事業所につき、次の⑴又は⑵に掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

ホ・ヘ　（略）

二　（略）

3・4　（略）

5　賃金規定等改定コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　（略）

二　次のイからニまでに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額（一の事業所につき、一の年度における前号ハの措置の対象となる労働者の数が百人を超える場合は、当該事業所につき百人までの支給に限る。）

イ　前号ハの措置（その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を講じ、かつ、生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき、次の⑴から⑷までに掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

⑴　一人以上四人未満　一の事業所当たり七万千二百五十円（中小企業事業主にあつては、九万五千円）

⑵　四人以上七人未満　一の事業所当たり十四万二千五百円（中小企業事業主にあつては、十九万円）

⑶　七人以上十一人未満　一の事業所当たり十九万円（中小企業事業主にあつては、二十八万五千円）

⑷　十一人以上　対象者一人につき一万九千円（中小企業事業主にあつては、二万八千五百円）

ロ　前号ハの措置（その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を講じ、かつ、生産性要件に該当する事業主　一の事業所につき、次の⑴から⑷までに掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

⑴　一人以上六人未満　対象者一人につき二万六千二百五十円（中小企業事業主にあつては、四万円）

（削る）

⑵　六人以上　対象者一人につき二万四千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）

（削る）

ハ　前号ハの措置（その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を講じ、かつ、生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき、次の⑴から⑷までに掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

⑴　一人以上四人未満　一の事業所当たり九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）

⑵　四人以上七人未満　一の事業所当たり十八万円（中小企業事業主にあつては、二十四万円）

⑶　七人以上十一人未満　一の事業所当たり二十四万円（中小企業事業主にあつては、三十六万円）

⑷　十一人以上　対象者一人につき二万四千円（中小企業事業主にあつては、三万六千円）

ハ　前号ハの措置（その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を講じ、かつ、生産性要件に該当しない事業主　一の事業所につき、次の⑴から⑷までに掲げる当該措置が講じられた労働者の数の区分に応じてそれぞれ当該規定に定める額

⑴　一人以上四人未満　一の事業所当たり三万三千二百五十円（中小企業事業主にあつては、四万七千五百円）

⑵　四人以上七人未満　一の事業所当たり七万千二百五十円（中小企業事業主にあつては、九万五千円）

⑶　七人以上十一人未満　一の事業所当たり九万五千円（中小企業事業主にあつては、十四万二千五百円）

⑷　十一人以上　対象者一人につき九千五百円（中小企業事業主にあつては、一万四千二百五十円）